

第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 中間見直しについて

佐伯市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て法第61条第1項に基づき、佐伯の子どもと子育て家庭を対象として、佐伯市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたもので、平成27年3月に第1期計画が、令和2年3月に第2期計画が策定されました。

この第2期事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画であり、令和4年度はその中間年に当たるため、令和3年4月1日時点の実績値と量の見込の比較を行い、乖離している場合要因の分析を行い、量の見込や確保方策の変更を行うこととしました。

2 見直しの内容

第2期佐伯市子ども・子育て会議にて議論した結果、次の項目について見直しを行いました。

- 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期